



2025年4月3日

各位

会社名 株式会社プロトコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司  
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人  
電話 052-934-2000

## 株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立ての却下決定に関するお知らせ

当社が2025年3月25日付で公表した「株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立てに関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の代表取締役である神谷健司氏は、2025年3月24日、当社の株主であるカナメ・キャピタル・エルピー（以下「本申立人」といいます。）から、株式併合等の差止め仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けておりましたが、本日、名古屋地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下「本却下決定」といいます。）を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本却下決定がなされた日

2025年4月3日

#### 2. 本却下決定がなされるに至った経緯

当社が2025年2月4日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社取締役会は、株式会社フォーサイト（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。また、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとするための一連の手続（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）の一環として、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を予定しております。本申立人は、本取引の実施手続に違法がある等と主張し、上記意見を変更することや本取引を実施するための一連の手続として行われる本株式併合を仮に差し止めること等を求め、名古屋地方裁判所に対して本申立てを行ったものです。

名古屋地方裁判所は、本日付で、本申立てには理由がないとして、本却下決定を行いました。

(注) 「本不応募合意株式」とは、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者が、当社の株主である株式会社夢現（以下「夢現」といいます。）（所有株式数：13,614,480株、所有割合：33.70%）、当社の代表取締役会長である横山博一氏（以下「横山博一氏」といいます。）（所有株式数：902,000株、所有割合：2.23%）、当社の専務取締役である横山宗久氏（以下「横山宗久氏」といいます。）（所有株式数：537,960株、所有割合：1.33%）並びに当社の株主かつ横山博一氏及び横山宗久氏の親族である横山順弘氏（以下「横山順弘氏」といいます。）（所有株式数：313,000株、所有割合：0.77%）（夢現、横

山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。)との間で、2025年2月4日付で、本公開買付けに応募しない旨を書面で合意した、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て(合計:15,367,440株、所有割合:38.04%)をいいます。また、「所有割合」とは、当社が2025年2月4日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数(41,925,300株)から、当社第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数(1,523,634株)(なお、株式付与ESOP信託が所有する当社株式の数(92,160株)は当社が所有する自己株式に含んでおりません。)を控除した株式数(40,401,666株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

### 3. 本申立人の概要

|                |   |
|----------------|---|
| 名称             | カナメ・キャピタル・エルピー  |
| 所在地            | アメリカ合衆国、デラウェア州19801、ウィルミントン、オレンジストリート1209、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付 |
| 代表者ジェネラル・パートナー | カナメ・キャピタル・ジーピー・エルエルシー   |
| 代表者マネージャー      | トーマス・O・ローズ  |

### 4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てをいずれも却下する。
- (2) 申立費用は、債権者の負担とする。

### 5. 今後の見通し等

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。今後、本申立人から、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もありますが、現時点において、当社取締役会による本公開買付けに対する賛同及び応募推奨の決議に変更はなく、また、当社の業績に与える影響はないものと認識しております。

今後の裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上